

令和4年貝塚市教育委員会会議
第2回臨時会会議録

令和4年4月14日開会

令和4年4月14日閉会

令和4年4月14日（木）午後1時30分
貝塚市教育庁舎3階会議室

日程 番号	議案		事 件 名	備考
	種別	番号		
1			会議録署名委員の指名	
2			会期決定の件	
3	議案	17	貝塚市教育委員会教育長職務代理者指名の件	
4	〃	18	貝塚市教育委員会会議議席に関する件	
5	〃	19	貝塚市教育支援委員会委員委嘱又は任命の件	
6	〃	20	貝塚市立葛城小学校及び第二中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命の件	
7	〃	21	貝塚市文化財保護審議会委員解嘱及び委嘱の件	
8	〃	22	貝塚市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則制定の件	
9	〃	23	貝塚市教育委員会に関する規則の一部を改正する規則制定の件	
10	〃	24	令和4年貝塚市教育委員会会議第2回定例会会議録承認の件	

本日の会議に付した事件

1. 会議録署名委員の指名
2. 会期決定の件
3. 貝塚市教育委員会教育長職務代理者指名の件
4. 貝塚市教育委員会会議議席に関する件
5. 貝塚市教育支援委員会委員委嘱又は任命の件
6. 貝塚市立葛城小学校及び第二中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命の件
7. 貝塚市文化財保護審議会委員解嘱及び委嘱の件
8. 貝塚市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則制定の件
9. 貝塚市教育委員会に関する規則の一部を改正する規則制定の件
10. 令和4年貝塚市教育委員会会議第2回定例会会議録承認の件

教育長及び出席委員

	鈴木	司郎	教育長
1 番	西村	卓也	教育委員会委員
2 番	新川	秀彦	教育委員会委員
3 番	浅田	真由美	教育委員会委員
4 番	樽谷	栄子	教育委員会委員

議案説明のため出席した者

教育部長	榑崎 賀代	教育部参与	秦 真人
教育総務課長	山本 利恵子	学校教育課長	永井 隆幸
学校教育課参事	田代 邦彦	学校教育課参事	赤阪 朋子
社会教育課長	西川 桂子	社会教育課参事	地村 邦夫
スポーツ振興課長	岸和田谷 貴浩	中央公民館長	甲斐 裕二
図書館長	見川 直子	青少年教育課長	古家 拓実

事務局職員出席者

山本	利恵子	教育総務課長
小牧	真也	教育総務課長補佐
松浪	京子	教育総務課主査

午後 1 時 30 分開会

- 教育長（鈴木 司郎） ただいまから、令和 4 年貝塚市教育委員会会議第 2 回臨時会を開きます。
これより事務局に本日の出席委員数及び欠席委員等の氏名の報告を求めます。
- 事務局（山本 利恵子） ご報告申し上げます。出席委員は 4 名全員であります。
以上で報告を終わります。
- 教育長（鈴木 司郎） ただいま報告のとおり、出席委員は 4 名をもちまして会議は成立しております
ので、ただいまから本日の会議を開きます。
これより事務局に諸般の報告を求めます。
- 事務局（山本 利恵子） 諸般の報告を申し上げます。
本日開会されました令和 4 年貝塚市教育委員会会議第 2 回臨時会は、4 月 11 日付で招集告示し、本日の
開議時刻を午後 1 時 30 分と定めてご通知申し上げます。
今回の提案事件は、議案 8 件であります。
なお、本日の議事説明員として、出席を求めた事務局の職員の職氏名は、プリントしてお手許へ配付いた
しているとおりであります。以上で報告を終わります。

-
- 教育長（鈴木 司郎） これより日程審議に入ります。日程第 1、会議録署名委員の指名をおこないま
す。会議録署名委員は会議規則第 54 条の規定により、2 番 西村 卓也 委員、4 番 浅田 真由美
委員を指名いたします。

-
- 教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 2、会期決定の件を議題といたします。今回の会期は招集日の 1 日
に決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は 1 日に決定いたしました。

-
- 教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 3、議案第 17 号 貝塚市教育委員会教育長職務代理者指名の件を議
題といたします。

議案第 17 号 貝塚市教育委員会教育長職務代理者指名の件

- 教育長（鈴木 司郎） お諮りいたします。貝塚市教育委員会教育長職務代理者につきましては、地
方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づき、教育長による指名により、決
定したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって教育長職務代理者につきましては、私のほうで指名いたします。

私は、西村 卓也 委員をお願いしたいと思えます。西村 卓也 委員を教育長職務代理者に指名
することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって教育長職務代理者は、西村 卓也 委員に決定いたします。

-
- 教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 4、議案第 18 号 貝塚市教育委員会会議議席に関する件を議題と
いたします。

議案第 18 号 貝塚市教育委員会会議議席に関する件

- 教育長（鈴木 司郎） お諮りいたします。本年 4 月 14 日からの期間の委員の議席につきましては、
貝塚市教育委員会会議規則第 4 条の規定に基づき、抽選で決定することができますが、この際、私の
ほうで指名したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議席は教育長において指名いたします。

1番 西村 卓也 委員、2番 新川 秀彦 委員、3番 浅田 真由美 委員、4番 樽谷 栄子 委員でございます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議席は確定されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第5、議案第19号 貝塚市教育支援委員会委員委嘱又は任命の件を議題といたします。

議案第19号 貝塚市教育支援委員会委員委嘱又は任命の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。秦 真人 教育部参与。

○教育部参与（秦 真人） 議案第19号 貝塚市教育支援委員会委員委嘱又は任命の件についてご説明申し上げます。

教育支援委員会は、貝塚市教育委員会の諮問に応じて、本市に在住する子どもで、教育上特別な配慮を要する子どもに対して、適切な就学及び一貫した教育支援の充実を図るために必要な事項の事務について審議し、答申するものであります。

よって、次のとおり令和4年度貝塚市教育支援委員会委員を委嘱又は任命するものであります。支援学級設置校代表として東山小学校 和中 克仁 校長、第三中学校 荒木 規夫 校長を、貝塚市立幼稚園代表として、南幼稚園 金森 明子 園長を、貝塚市立小・中学校特別支援教育担当者として、東小学校 佐野 真帆 教諭をはじめ18名の方々を、通級指導教室担任者として、東小学校 坂田 真也 教諭をはじめ11名の方々を、貝塚市教育振興会代表として、東山小学校 神野 武史 教諭を、貝塚市人権教育研究会代表として、第二中学校 安西 真優 教諭を、専門医師として、市立貝塚病院 森口 直彦 小児科主任部長を 大阪府立支援学校職員として、岸和田支援学校 井上 鉄也 首席、佐野支援学校 今西 宏 中学部主事を、貝塚市健康子ども部子育て支援課職員として、子育て支援課 海老原 功 発達指導員を、貝塚市健康子ども部健康推進課職員として、健康推進課 武井 陽子 乳幼児発達相談員を、教育委員会事務局職員として、秦 真人 教育部参与、田代 邦彦 学校教育課参事、赤阪 朋子 学校教育課参事、藤田 隼渡 学校教育課主幹の4名を委員に委嘱または任命しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。それでは私のほうから。昨年、貝塚市教育支援委員会で具体的に審議・協議した内容があれば具体的に教えてください。また、委員会は例年何回開催されていますか。赤阪 朋子 学校教育課参事。

○学校教育課参事（赤阪 朋子） 元々、学校教育法施行令の一部を改正する政令に、就学基準に該当する障がいのある子どもは特別支援学校へ原則就学するという仕組みがありました。それが改正され、障がいの状態や本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見等、教育学・医学の専門的見解や、学校・地域の状況を踏まえて、総合的な観点から就学先を決定することができるようになりました。そのために、子どもの総合的な観点を協議する場として、貝塚市教育支援委員会は設置されました。昨年度は、コロナで第1回目は紙面開催となり、委員の方々へこのような趣旨をご説明し、様々な状況のお子さんに関する資料をご覧いただきまして、支援学校へ就学した方が良いのか、それとも支援学級が良いのかをご審議いただくような会となりました。このように、コロナで開催が困難な状況下でも、紙面開催の方法を取り、例年6回を予定しております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。
これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。
本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第6、議案第20号 貝塚市立葛城小学校及び第二中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命の件を議題といたします。

議案第20号 貝塚市立葛城小学校及び第二中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。秦 真人 教育部参与。

○教育部参与（秦 真人） 議案第20号 貝塚市立葛城小学校及び第二中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命の件について、ご説明申し上げます。

学校運営協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、貝塚市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成に取り組むことを目的に設置するものであります。

よって、次のとおり令和4年度貝塚市立葛城小学校及び第二中学校学校運営協議会委員を委嘱又は任命するものであります。

葛城小学校においては、地域住民から、佃 英男 氏、山下 智子 氏、大前 慶幸 氏、文野 春美 氏、河瀬 直樹 氏、藤原 耕志 氏の6名の方々を、教職員から、安田 睦子 校長、鳥居 清一郎 教頭、枝村 聡 首席、福岡 龍太 教諭の4名の方を委員に委嘱または任命しようとするものであります。

第二中学校においては、地域住民から、北出 昭 氏、加藤 広行 氏、天野 富美 氏、岩本 成正 氏、中川 政文 氏、の5名の方々を、教職員から、倉永 明典 校長、松本 了一 教頭、大島 聖美 首席、山本 慶太 教諭、岡村 政一 講師の5名の方を委員に委嘱または任命しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。浅田 真由美 委員。

○委員（浅田 真由美） 今後、学校運営協議会の設置を予定している学校があれば教えてください。

○教育長（鈴木 司郎） 赤阪 朋子 学校教育課参事。

○学校教育課参事（赤阪 朋子） 今後は、義務教育学校として設置を進めております第五中学校と二色小学校にも、コミュニティスクールを進めていくために学校運営協議会を設置する予定です。

○教育長（鈴木 司郎） 新川 秀彦 委員。

○委員（新川 秀彦） 学校運営協議会委員の中で、地域住民のかたの任期は1年ですか。

○教育長（鈴木 司郎） 赤阪 朋子 学校教育課参事。

○学校教育課参事（赤阪 朋子） 任期は1年となっておりますが、続けることを禁じてはおりません。

○教育長（鈴木 司郎） それでは私のほうから。まず、これまで本市では学校協議会という形で行ってききましたが、この学校運営協議会との違いをご説明ください。また、去年は葛城小学校に学校運営協議会を設置し、1年間でどのような活動をされたのかを教えてください。赤阪 朋子 学校教育課参事。

○学校教育課参事（赤阪 朋子） 学校協議会委員と学校運営協議会委員の違いとして、3つの権限が

ございます。まず、学校運営協議会委員のかたは特別職の地方公務員にあたるため、報酬がござ
います。また、学校運営協議会委員のかたには学校の運営に関して承認をするという点、学校の運営
に関して人事の件で教育委員会等に意見を申し出ることができる点がございます。

昨年度の葛城小学校での活動については、地域の歴史について先生方にも知っていただきたいとい
うことで、教職員向けの研修をすることになり、学校運営協議会のかたが講師を探していただき
実施していただきました。学校にある遊具のペンキ塗りをする際には、参加者を地域住民である学校運
営協議会委員のかたが連れてきてくださいました。想像以上に多くのかたにお集りいただき、道具等
も持参され本格的に作業をしていただいたおかげで、とても立派に塗り替えていただきました。また、
葛城小学校の図書館は、別棟が地域のかたからの寄贈ですが、その2階部分を地域のかたの憩いの場
として、今年度より提供する準備をさせていただきました。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第7、議案第21号 貝塚市文化財保護審議会委員解嘱及び委嘱の件
を議題といたします。

議案第21号 貝塚市文化財保護審議会委員解嘱及び委嘱の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。榑崎 賀代 教育部長。

○教育部長（榑崎 賀代） 議案第21号 貝塚市文化財保護審議会委員解嘱及び委嘱の件について、ご
説明申し上げます。

本市文化財保護審議会委員につきましては、令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年の
任期で委嘱しているところでございますが、藤野 信治 委員につきましては、令和4年3月31日
をもって、市立第四中学校長を退職されたため、同日付けで委員を解職し、その残任期間について、令
和4年4月1日付けで、宮瀧 秀一郎 市立第五中学校長に委員を委嘱しようとするものであります。

教育委員会会議参考資料1ページに同審議会委員名簿がありますのでご参照ください。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げ
ます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。貝塚市文化財保護審議会では、どのようなことを話し合われている
かをご説明ください。地村 邦夫 社会教育課参事。

○社会教育課参事（地村 邦夫） この貝塚市文化財保護審議会では、教育委員会より文化財の保存、
活用に関する重要事項について諮問させていただき、ご意見・ご答申をいただく場となっております。
主なものといたしましては、貝塚市で条例に基づく指定文化財の指定について、文化財の調査、保存
等に関する事業報告およびご意見を賜るものでございます。その他、展示会等の展示活動でございま
すとか、歴史セミナー等の行事もっておりますので、そのご報告も申し上げ、その上で活動につい
てのご意見を賜るということしております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第8、議案第22号 貝塚市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則制定の件を議題といたします。

議案第22号 貝塚市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則制定の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。榑崎 賀代 教育部長。

○教育部長（榑崎 賀代） 議案第22号 貝塚市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則を制定する件についてご説明申し上げます。

本件は、令和4年3月29日に本市で公布されました貝塚市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例に伴い、同条例施行規則が制定されましたが、教育委員会はその施行規則の適用外となるため、教育委員会で新たに規則を制定するものです。

内容といたしましては、令和4年5月6日から市で電子申請システムが稼動することに伴い、教育委員会でも電子申請システムを適用しようとするものです。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第9、議案第23号 貝塚市教育委員会に関する規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。

議案第23号 貝塚市教育委員会に関する規則の一部を改正する規則制定の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。榑崎 賀代 教育部長。

○教育部長（榑崎 賀代） 議案第23号 貝塚市教育委員会に関する規則の一部を改正する規則制定の件についてご説明します。

本件は、令和4年5月6日から教育庁舎執務室が市役所新庁舎に移転することに伴い、教育委員会事務局の所在を貝塚市畠中1丁目18番4号 貝塚市教育庁舎内から貝塚市畠中1丁目17番1号 貝塚市役所庁舎内に改めるため、本規則の一部を改正しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。
これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。
本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 10、議案第 24 号 令和 4 年貝塚市教育委員会会議第 2 回定例会会議録承認の件を議題といたします。

議案第 24 号 令和 4 年貝塚市教育委員会会議第 2 回定例会会議録承認の件

○教育長（鈴木 司郎） お諮りいたします。令和 4 年貝塚市教育委員会会議第 2 回定例会会議録の朗読は、省略したいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、会議録の朗読は、省略することに決定されました。
ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。
これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。
本案を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定されました。

○教育長（鈴木 司郎） これをもちまして、令和 4 年貝塚市教育委員会会議第 2 回臨時会を閉会いたします。

午後 1 時 55 分 閉会

貝塚市教育委員会教育長	
貝塚市教育委員会委員	
貝塚市教育委員会委員	